高山市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の概要について

1. 日当の廃止

旅費のうち、日当を廃止する。

2. 海外派遣の形態の変更

「出張」に位置付けている海外への長期派遣については、国内の長期派遣と同様に「赴任」として取り扱う。

[旅費]

	改正前	改正後	
移動に係る経費	・航空賃等・支度料	・航空賃等 ・支度料	
	- 文及科	・ <u>移転料</u> <u>新設</u>	
		・ 着後手当 新設	
		・扶養親族移転料 新設	
滞在に係る経費	・宿泊料	支給しない	
	日当	廃止	

[特殊勤務手当]

	改正前	改 正 後	
海外で勤務 (生活) する特殊 性から支給する手当	_	・ <u>外国勤務手当</u> 新設	

※下線部分が条例改正の対象部分

支 度 料:携行品の購入等の準備に要する費用

移 転 料: 赴任に伴う引越費用

着後手当:赴任に伴い当面必要となった宿泊施設等に要する費用

扶養親族移転料:引越費用を除く赴任に伴う扶養親族の移転費用

外国勤務手当:海外勤務(生活)に係る費用(特殊性を考慮)や海外生活におけ

る住宅費用、子の教育費用(岐阜県が支給する外国勤務手当の額に

相当する額を上限として支給)

[参考] パリへ赴任中の1か月間の支給額の比較(上限額での試算・百円未満切捨て)

<u></u>			改正後	
		改正前	職員+配偶者 +小学生1人	職員のみ
旅費	宿泊料	386千円	_	_
	日 当	127千円	<u>—</u>	—
手当	海外勤務費用	_	232千円	232千円
	住宅費用	_	2 1 9 千円	175千円
	子の教育費用	_	5 1 千円	
	計	5 1 3 千円	502千円	407千円

^{※4}級(主査)の場合の額